



2014年度 1月実施  
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

2級 個人  
資産相談業務

実施日◆2015年1月25日(日)

試験時間◆13:30~15:00(90分)

★ 注意 ★

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、記述式等5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2014年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

○この試験の模範解答は1月25日(日)午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。  
(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。

○3月5日(予定)に可否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。また、当会のホームページ(<https://kentei.kinzai.or.jp/announce/>)、または携帯サイト(<http://m.kinzai.or.jp/>)で、受検番号の入力により可否を確認できます。

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区荒木町2-3 TEL 03-3358-0771

----- 解答にあたっての注意 -----

1．試験問題については、特に指示のない限り、2014年10月1日現在  
施行の法令等に基づいて、解答してください。

なお、東日本大震災の被災者等に係る国税・地方税関係の臨時特例  
等の各種特例については考慮しないものとします。

2．問題は、【第1問】から【第5問】まであります。

3．各問の問題番号は、通し番号になっており、《問1》から《問15》  
までとなっています。

4．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従  
うものとし、それ以外については考慮しないものとします。

5．解答は、解答用紙に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設例》

会社員のAさんは、平成27年1月15日に55歳で病死した。Aさんには、妻Bさん（51歳）、長男Cさん（24歳）および長女Dさん（19歳）の3人の家族がいた。妻Bさんは、現在のところ、就業の予定はなく、今後は長男Cさんおよび長女Dさんと3人で暮らす予定である。妻Bさんは、公的年金制度からの遺族給付等について理解を深めたいと考えている。そこで、妻Bさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

Aさんおよびその家族に関する資料は、以下のとおりである。

Aさんおよびその家族に関する資料

(1) Aさん（会社員）

生年月日：昭和34年4月14日

厚生年金保険，全国健康保険協会管掌健康保険，雇用保険に加入していた。

〔公的年金の加入歴〕

昭和54年4月		昭和57年4月	平成15年4月	平成27年1月
国民年金 未加入 36月	厚生年金保険 393月			
	252月 平均標準報酬月額 300,000円		141月 平均標準報酬額 380,000円	
20歳	23歳			55歳

(2) 妻Bさん（専業主婦）

生年月日：昭和38年12月7日

高校卒業後から25歳でAさんと結婚するまでは厚生年金保険に加入。結婚後はAさんの被扶養配偶者として国民年金に加入していた。

(3) 長男Cさん（会社員）

生年月日：平成2年8月8日

厚生年金保険，全国健康保険協会管掌健康保険，雇用保険に加入。

(4) 長女Dさん（大学生）

生年月日：平成7年12月8日

妻Bさん，長男Cさんおよび長女Dさんは，Aさんと同居し，生計維持関係にあった。妻Bさん，長男Cさんおよび長女Dさんは，現在および将来においても公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

上記以外の条件は考慮せず，各問に従うこと。

《問1》 Mさんは、妻Bさんに対して、Aさんの死亡後の公的年金制度および公的医療保険制度について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄 ～ に入る最も適切な語句を、下記の 語句群 のイ～チのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

)「Bさんは、今後は国民年金の( )被保険者として、国民年金の保険料を納付することになります」

)「Bさんは、今後、ご自身の年間収入が( )未満かつ長男Cさんの年間収入の2分の1未満で、長男Cさんにより生計を維持される場合、原則として、長男Cさんが加入する健康保険の被扶養者となることができます。なお、この場合におけるBさんの年間収入に、公的年金制度から支給される遺族年金による収入は( )」

語句群

イ．第1号    口．第2号    八．第3号    ニ．130万円    ホ．180万円  
ヘ．240万円    ト．含まれます    チ．含まれません

《問2》 遺族給付についてMさんが妻Bさんに対して説明した次の記述 ～ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「Aさんは老齢基礎年金を受給することなく亡くなられていますので、Bさんには、国民年金から死亡一時金が支給されます」

「遺族年金は、原則として、毎年2月、4月、6月、8月、10月および12月の6期に、それぞれの前月までの分が支給されます」

「Bさんには、65歳以後、ご自身の老齢基礎年金および老齢厚生年金が支給されますが、遺族厚生年金については、Bさんの老齢厚生年金の額に相当する部分の支給が停止されます」

《問3》 妻Bさんに支給される遺族厚生年金の年金額を、解答用紙の手順に従い、計算過程を示して求めなさい。なお、年金額は平成26年度価額（物価スライド特例措置による金額）に基づくものとし、計算にあたっては、《設例》および下記の 資料 を利用すること。また、端数処理は、解答用紙の指示に従うこと。

資料

遺族厚生年金の計算式（物価スライド特例措置による平成26年度価額）

遺族厚生年金の年金額 = 基本額 + 中高齢寡婦加算額

基本額 = (      +      ) × 1.031 × 0.961 × —

平成15年3月以前の期間分

平均標準報酬月額 ×  $\frac{7.5}{1,000}$  × 平成15年3月以前の被保険者期間の月数

平成15年4月以後の期間分

平均標準報酬額 ×  $\frac{5.769}{1,000}$  × 平成15年4月以後の被保険者期間の月数

中高齢寡婦加算額 579,700円（要件を満たしている場合のみ加算すること）

問題の性質上、明らかにできない部分は「      」 「      」 で示してある。

\* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第2問】 次の設例に基づいて，下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

会員のAさん（42歳）は，これまで投資信託（特定口座の源泉徴収選択口座内にて保有）により資産を運用してきたが，上場株式による資産運用にも興味を持っており，上場企業X社およびY社の株式（以下，それぞれ「X社株式」「Y社株式」という）の購入を検討している。そこで，Aさんは，株式投資について，ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

X社株式およびY社株式に関する資料は，以下のとおりである。

	X社株式	Y社株式
業種	電子部品製造業	食料品製造業
株価	1,000円	520円
当期純利益	130億円	45億円
純資産（＝自己資本）	900億円	450億円
発行済株式数	2億株	2億株
1株当たり配当金額（年額）	14円	7円

上記以外の条件は考慮せず，各問に従うこと。

《問4》 株式投資についてMさんがAさんに対して説明した次の記述 ～ について，適切なものには○印を，不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「国内上場株式の売買注文の方法には，一般に，指値注文と成行注文があります。指値注文は成行注文に優先するため，売買が成立しやすくなりますが，Aさんが想定していた価格と異なる価格で売買が成立する可能性がありますのでご注意ください」

「特定口座は，各金融商品取引業者等に1つずつ開設できますので，現在開設している特定口座のほかに，Aさんの投資目的等に応じて，新たに他の金融商品取引業者等に特定口座を開設して株式の売買に利用することもできます」

「上場株式の譲渡損失については，上場株式等に係る配当所得との通算や翌年以降への繰越控除などが可能ですが，具体的な税務上のアドバイスや確定申告手続等については税理士等の専門家にご相談されることをお勧めします」

《問5》《設例》の条件に基づき、次の各種投資指標を求めなさい。なお、答は表示単位における小数点以下第2位を四捨五入すること（計算過程の記載は不要）。

X社株式のPBR（倍）

X社株式のROE（%）

Y社株式の配当利回り（%）

Y社株式の配当性向（%）

《問6》Aさんが、下記の条件により、平成27年中に、特定口座の源泉徴収選択口座においてX社株式を購入し同年中にすべて売却した場合、その際に徴収される所得税（復興特別所得税を含む）および住民税の合計額を、解答用紙の手順に従い、計算過程を示して求めなさい。なお、Aさんにはこれ以外にこの年における株式等の取引はなく、手数料等については考慮しないものとする。

条件

購入株数および売却株数：1,000株

購入時の株価：1,000円

売却時の株価：1,200円



【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設 例》

Aさん（60歳）は、妻Bさん（55歳）、長男Cさん（21歳）および長女Dさん（17歳）との4人家族である。Aさんは、平成26年6月25日にそれまで勤務していたX社を退職し、X社から支給された退職金、および契約していた生命保険契約の解約返戻金を開業資金の一部として利用し、同年7月1日から個人事業主として小売業を営んでいる。なお、Aさんは青色申告の承認申請書を期限内に提出している。

Aさんの平成26年分の収入等に関する資料等は、以下のとおりである。

Aさんの家族構成

- ・ Aさん : 個人事業主
- ・ 妻Bさん : 平成26年中にパートタイマーとして給与収入1,200,000円を得ている。なお、Aさんの青色事業専従者ではない。
- ・ 長男Cさん: 大学生。平成26年中にアルバイトにより給与収入1,000,000円を得ている。
- ・ 長女Dさん: 高校生。平成26年中に収入はない。

Aさんの平成26年分の収入等に関する資料

- ・ 給与収入の金額 : 4,800,000円
- ・ 事業所得の金額 : 2,550,000円（青色申告特別控除後の金額）
- ・ 生命保険契約の解約返戻金額: 9,000,000円
- ・ 退職所得の金額 : 15,000,000円

Aさんは退職金の支給を受ける際に「退職所得の受給に関する申告書」を提出している。

Aさんが平成26年中に解約した生命保険契約に関する資料

- 保険の種類 : 一時払変額個人年金保険
- 契約年月日 : 平成11年3月1日
- 契約者（＝保険料負担者）: Aさん
- 解約返戻金額 : 9,000,000円
- 正味払込保険料 : 7,200,000円

妻Bさん、長男Cさんおよび長女Dさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。家族は、いずれも障害者または特別障害者には該当しない。家族の年齢は、いずれも平成26年12月31日現在のものである。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 青色申告に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の 語句群 のイ~ワのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

) 不動産所得、事業所得または山林所得を生ずべき業務を行う者が、一定の帳簿書類を備え付け、所轄税務署長に対して青色申告の承認申請を行い、その承認を受けた場合、所得税について青色申告書を提出することができる。青色申告承認申請書の提出期限は、原則として、青色申告をしようとする年の( )まで(その年1月16日以後新たに業務を開始した場合、その業務を開始した日から( )以内)である。

) 青色申告者が受けられる税務上の特典として、青色申告特別控除、青色事業専従者給与の必要経費算入、純損失の繰戻還付、最長( )の純損失の繰越控除などがある。不動産所得または事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者が、その取引の内容を正規の簿記の原則により記帳し、それに基づいて作成した貸借対照表等を添付した確定申告書を法定申告期限内に提出した場合の青色申告特別控除の控除額は、最高( )である。

語句群

イ．1月15日	ロ．3月15日	ハ．3月31日	ニ．2カ月	ホ．3カ月
ヘ．4カ月	ト．3年間	チ．7年間	リ．10年間	ヌ．38万円
ル．65万円	ワ．103万円			

《問8》 Aさんの平成26年分の所得税に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

Aさんは妻Bさんについて配偶者控除の適用を受けることができ、その控除額は38万円である。

Aさんは長男Cさんおよび長女Dさんについて扶養控除の適用を受けることができ、その控除額は76万円である。

Aさんは退職金の支給を受ける際に「退職所得の受給に関する申告書」を提出しているため、原則として、その退職所得について所得税の確定申告は不要である。

《問9》 Aさんの平成26年分の各種所得の金額および総所得金額を計算した下記の表および文章の空欄 ~ に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「 」で示してある。

Aさんの平成26年分の各種所得の金額は、以下の表のとおりである。

各種所得	各種所得の金額
事業所得の金額	2,550,000円
給与所得の金額	( )円
一時所得の金額	( )円
退職所得の金額	円

以上から、Aさんの平成26年分の総所得金額は、( )円となる。

資料

給与所得控除額

給与収入金額		給与所得控除額
万円超	万円以下	
	~ 180	収入金額 × 40% (65万円に満たない場合は、65万円)
180	~ 360	収入金額 × 30% + 18万円
360	~ 660	収入金額 × 20% + 54万円
660	~ 1,000	収入金額 × 10% + 120万円
1,000	~ 1,500	収入金額 × 5% + 170万円
1,500	~	245万円

\* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（55歳）は、父から相続により取得した戸建住宅（物件X）に居住しているが、建物の老朽化が進み、また、Aさんの子もすでに独立していることから、戸建住宅を売却して勤務先に近い中古マンション（物件Y）を購入したいと考えている。なお、物件Xの売却および物件Yの購入は、宅地建物取引業者を介して行う予定である。

物件Xおよび物件Yの概要は、以下のとおりである。

物件Xの概要

- ・取得時期：平成10年3月（父から相続により取得）
- ・取得価額：不明
- ・譲渡時期：平成27年3月（予定）
- ・譲渡価額：5,000万円（土地、建物の合計）
- ・譲渡費用：150万円

物件Yの概要

- ・取得時期：平成27年3月（予定）
- ・取得価額：4,500万円
- ・専有面積：80㎡

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 戸建住宅を売却し、中古マンションを取得する場合の留意点に関する次の記述 ～ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

専任媒介契約および専属専任媒介契約の有効期間は3カ月が上限とされており、これより長い期間を定めて契約した場合は、当該契約は無効となる。

Aさんは、物件Xの売買契約の締結に際して、買主との合意により、物件Xについて瑕疵担保責任を負わないとする旨の特約をすることができる。

物件Yに抵当権が設定されていた場合、物件Yの抵当権に関する登記の登記事項は、登記記録の権利部乙区で確認することができる。

《問11》「特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例（以下、「本特例」という）」に関する以下の文章の空欄 ～ に入る最も適切な語句を、下記の 語句群 のイ～りのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

本特例の適用を受けた場合、買換資産の取得価額に対応する部分について譲渡益の課税を繰り延べることができる。本特例に係る主な適用要件は、以下のとおりである。

主な適用要件

- ・譲渡資産の対価の額が（ ）以下であること
- ・譲渡資産を所有している期間が、譲渡した日の属する年の1月1日現在において10年超であること
- ・譲渡資産である住宅に居住している期間が10年以上であること
- ・買換資産について、個人が居住の用に供する部分の床面積が（ ）以上、敷地の面積が500㎡以下であること
- ・買換資産が耐火建築物の中古住宅である場合には、取得の日以前（ ）以内に建築されたものであること（ただし、一定の耐震基準を満たすものについては、建築年数の制限はない）

語句群

イ．1億円	ロ．1億2,000万円	ハ．1億5,000万円	ニ．40㎡	ホ．50㎡
ヘ．60㎡	ト．15年	チ．20年	リ．25年	

《問12》 Aさんが《設例》の 物件Xの概要 のとおり物件Xを売却し、「居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の特例」および「居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（軽減税率の特例）」の適用を受けた場合における所得税（復興特別所得税を含む）および住民税の合計額を、解答用紙の手順に従い、計算過程を示して求めなさい。

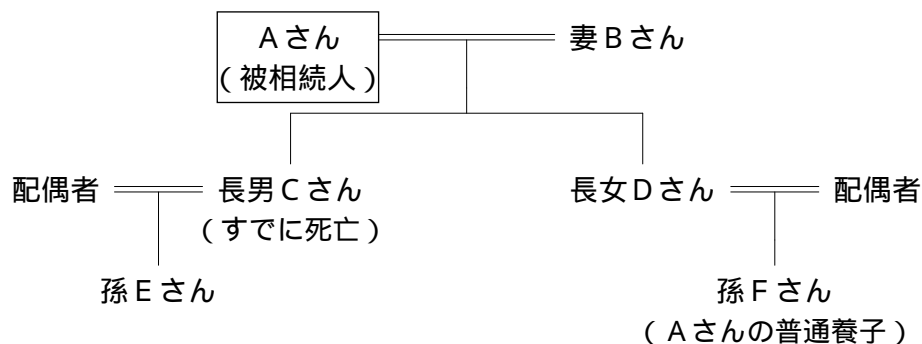
【第5問】 次の設例に基づいて，下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設例》

Aさんは，平成26年11月に病気により70歳で死亡した。Aさんと妻Bさんは，長女Dさん家族と20年前から同居しており，Aさん夫婦は長女Dさんの子である孫Fさんと養子縁組（特別養子縁組ではない）をしている。また，Aさんは生前に公正証書遺言を作成している。

Aさんの親族関係図および主な財産の状況等は，以下のとおりである。

Aさんの親族関係図



Aさんの主な財産（相続税評価額）

- ・預貯金 : 7,000万円
- ・有価証券 : 8,500万円
- ・自宅の敷地（250m<sup>2</sup>）: 1億2,500万円

（「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の相続税評価額）

- ・自宅の建物 : 1,100万円

Aさんが加入していた生命保険契約に関する資料

- 保険の種類 : 終身保険
- 契約者（＝保険料負担者）・被保険者 : Aさん
- 死亡保険金受取人 : 妻Bさん
- 死亡保険金額 : 2,500万円

上記以外の条件は考慮せず，各問に従うこと。

《問13》 相続開始後の手続等に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の語句群 のイ~ヲのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

) Aさんが作成していた公正証書遺言は、証人( )以上の立会いのもと、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授し、公証人がこれを筆記して作成されるものであり、作成された遺言書の原本は( )に保管される。この方式による遺言は、被相続人の相続開始後に検認の手続が不要である。

) 相続人は自己のために相続の開始があったことを知った時から原則として( )以内に、その相続について単純承認、限定承認または放棄のいずれかを選択しなければならない。また、相続税の申告義務を有する者は、遺産が分割されたか否かにかかわらず、その相続の開始があったことを知った日の翌日から原則として( )以内に、相続税の申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

語句群

イ．1人    ロ．2人    ハ．3人    ニ．家庭裁判所    ホ．簡易裁判所  
ヘ．公証役場    ト．1カ月    チ．3カ月    リ．4カ月    ヌ．6カ月  
ル．8カ月    ヲ．10カ月

《問14》 Aさんの相続に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

孫Eさんおよび孫Fさんが相続人となる場合、これらの者に係る相続税額は2割加算となる。

妻Bさんが相続によりAさんの自宅の敷地(宅地)を取得する場合、その敷地(宅地)を相続税の申告期限までに売却した場合であっても、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用を受けることにより、240㎡を限度面積として、評価額の80%を減額することができる。

「配偶者に対する相続税額の軽減」は、相続税の申告期限までに遺産が分割された場合にのみ適用を受けることができるため、申告期限後に遺産が分割された場合、妻Bさんはその適用を受けることができない。



《問15》 Aさんの相続における課税遺産総額（「課税価格の合計額 - 遺産に係る基礎控除額」）が1億2,000万円であった場合の相続税の総額を計算した下記の表の空欄 ~ に入る最も適切な数値を求めなさい。なお，問題の性質上，明らかにできない部分は「」で示してある。

課税価格の合計額		万円
遺産に係る基礎控除額		万円
課税遺産総額		1億2,000万円
相続税の総額の基となる税額		
妻Bさん	( <input type="text"/> )	万円
長女Dさん	( <input type="text"/> )	万円
⋮		⋮
相続税の総額	( <input type="text"/> )	万円

相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	-
1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超 1億円以下	30%	700万円

2014 年度 1 月実施 ファイナンシャル・プランニング技能検定

《模範解答》

・ 2 級 実技試験 個人資産相談業務 (2015 年 1 月 25 日実施)

配点は、公表しておりません。また、配点・試験の内容に関するお問合せには、お答えできません。

合格発表は、3 月 5 日の予定です。

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会  
検定センター

合格基準 50 点満点で 30 点以上

【第 1 問】

《問 1》

答

記号	イ	ニ	ト

《問 2》

答

×判定	×		

《問3》

[計算過程]

- ・基本額（50円未満を切捨て，50円以上100円未満を100円に切上げ）

$$\left( 300,000 \text{円} \times \frac{7.5}{1,000} \times 252 \text{月} + 380,000 \text{円} \times \frac{5.769}{1,000} \times 141 \text{月} \right) \times 1.031 \times 0.961 \times \frac{3}{4}$$

651,026円    651,000円

- ・中高齢寡婦加算額

妻Bさんの場合，中高齢寡婦加算額は加算「される」

- ・遺族厚生年金の年金額

$$651,000 \text{円} + 579,700 \text{円} = 1,230,700 \text{円}$$

答 1,230,700(円)

【第2問】

《問4》

答

×判定	×		

《問5》

答    2.2(倍)            14.4(%)            1.3(%)            31.1(%)

《問6》

[計算過程]

- ・売却代金（約定代金）

$$1,200 \text{円} \times 1,000 \text{株} = 1,200,000 \text{円}$$

- ・譲渡所得の金額

$$1,200,000 \text{円} - (1,000 \text{円} \times 1,000 \text{株}) = 200,000 \text{円}$$

- ・所得税（復興特別所得税を含む）および住民税の合計額

所得税（復興特別所得税を含む）     $200,000 \text{円} \times 15.315\% = 30,630 \text{円}$

住民税     $200,000 \text{円} \times 5\% = 10,000 \text{円}$

合計額     $30,630 \text{円} + 10,000 \text{円} = 40,630 \text{円}$

答 40,630(円)

【第3問】

《問7》

答

記号	口	二	ト	ル

《問8》

答

×判定	×	×	

《問9》

答 3,300,000 (円) 1,300,000 (円) 6,500,000 (円)

【第4問】

《問10》

答

×判定	×		

《問11》

答

記号	イ	ホ	リ

《問 12》

[ 計算過程 ]

・ 取得費

$$5,000 \text{ 万円} \times 5 \% = 250 \text{ 万円}$$

・ 課税長期譲渡所得金額

$$5,000 \text{ 万円} - (250 \text{ 万円} + 150 \text{ 万円}) - 3,000 \text{ 万円} = 1,600 \text{ 万円}$$

・ 所得税 ( 復興特別所得税を含む ) および住民税の合計額

$$\text{所得税 ( 復興特別所得税を含む ) } \quad 1,600 \text{ 万円} \times 10.21 \% = 1,633,600 \text{ 円}$$

$$\text{住民税} \quad 1,600 \text{ 万円} \times 4 \% = 640,000 \text{ 円}$$

$$\text{合計額} \quad 1,633,600 \text{ 円} + 640,000 \text{ 円} = 2,273,600 \text{ 円}$$

答 2,273,600 ( 円 )

【第 5 問】

《問 13》

答

記号	口	へ	チ	ヲ

《問 14》

答

×判定	×		×

《問 15》

答 1,100 ( 万円 )      250 ( 万円 )      1,850 ( 万円 )